

## Q447. 少額訴訟とはどのようなものですか。

少額訴訟（[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui\\_minzi/minzi\\_04\\_02\\_02/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_04_02_02/index.html)）とは、証拠調べの対象が即時に取り調べることができるものに限られ、原則として1回の口頭弁論で審理を完了し、判決も口頭弁論終結後直ちに行われる簡易な訴訟手続です。少額訴訟は、60万円以内の金銭請求事件の場合のみ利用することができます。手続が簡易なため、労働事件においては本人訴訟で利用されることが多くなっています。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎